## 鳥取県告示第717号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書(以下「鳥取県知事の自己署名証明書」という。)及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書(以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。)のフィンガープリント(自己署名証明書をハッシュ関数で変換した数値であって、画面上拇印と表示されるものをいう。以下同じ。)を定めたので、次のとおり告示する。

平成18年鳥取県告示第53号(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証業務に関する 鳥取県知事が発行する自己署名証明書等のフィンガープリントの決定について)は、平成20年10月30日限り廃止 する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 鳥取県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日である鳥取県知事の自己署名証明書に関し、同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に定めるとおりとする。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成15年12月28日	SHA-1	5376263A3F337187BF722F4DDB427AAD4C65ABD1
平成20年9月19日	SHA-1	7F09BB9FD5E28F05EC8E4C704AB462E86FC4C291

## 2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、同表の中欄に 掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に定めるとおりとする。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成15年12月27日	SHA-1	2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB
平成20年9月19日	SHA-1	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70

## 3 注意事項

SHA-1により算出したフィンガープリントは、40 桁の16 進法であり、 $\lceil 0 \rceil$  から  $\lceil 9 \rceil$  まで及び  $\lceil A \rceil$  から  $\lceil F \rceil$  までの文字の組合せで表示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、 $\lceil : \rfloor$  (コロン)又はスペースの付加等の表示方法が異なることがある。